

八王子市葬祭費申請

電子申請サポートマニュアル

[令和5年4月1日]

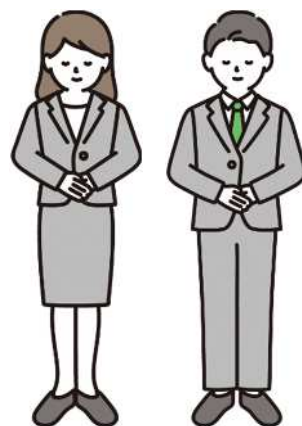
八王子市健康医療部保険年金課

給付担当・後期高齢担当

目次

1 電子申請のご利用にあたっての注意事項	1
2 申請フォームへの入力	2
(1) はじめに	2
(2) 申請フォームへのログイン	3
(3) 申請内容の入力	3
(4) 亡くなったかたの入力	3
(5) 添付資料のアップロード	4
(6) 申請内容の確認	4
3 添付書類の撮影について	5
4 申請の取り下げ・修正	6

電子申請をご利用いただき、ありがとうございます。
このマニュアルは、電子申請のご利用にあたって分かりにくい点や
ご注意いただきたい点をまとめたものです。
電子申請の導入が被保険者の皆様のお役に立てれば幸いです。



1 電子申請のご利用にあたっての注意事項

申請のできるかたについて

電子申請をご利用いただけるのは個人の申請者とさせていただきます。自治体や施設など法人の場合は従来どおりの申請をお願いします。

申請期間について

申請期間は葬儀を行った日から2年間です。これは紙の申請書を提出いただく場合も同様です。ただし、検体などでお亡くなりになってから相当期間葬儀を行えない場合はご相談ください。

所要時間について

葬祭費申請にあたっての標準的な所要時間 10～15 分程度です。

データ通信料について

電子申請の利用時にかかるデータ通信料は申請者の負担となります。ご了承ください。

添付書類について

葬祭費の申請には葬儀社の領収書や会葬礼状が必要になります。それ以外の書類の場合は事前にご相談ください。

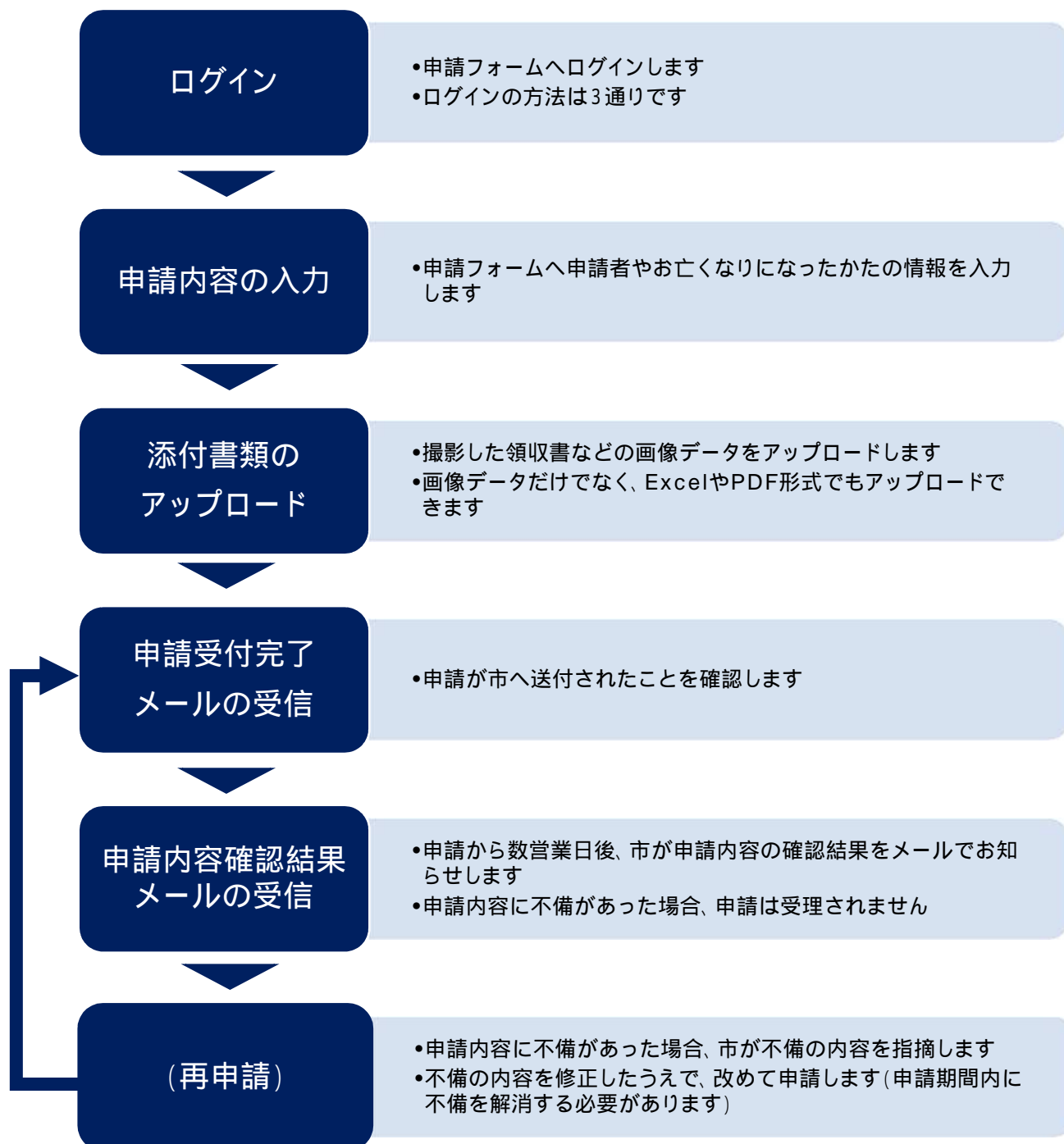
申請受付完了メールの受信について

申請完了後、すぐにアカウントに紐づくメールアドレス宛に申請受付メールが自動送信されます。申請から数営業日後、申請の受理または差し戻しについて、改めてメールでお知らせします。「noreply@mail.graffer.jp」からのメールを受信できるようにしておいてください。

2 申請フォームへの入力

(1) はじめに

電子申請による手続きの全体像は、以下のとおりです。



(2) 申請フォームへのログイン




- 申請フォームのトップページにある、「ログインして申請に進む」を選択して進んでください。
- 「メールを認証して申請に進む」は利用しないでください。以下の機能が利用できません。

① 入力内容の一時保存

申請不備があった場合の不備内容のみの修正

...部分的な入力修正ができないため、申請をすべてやり直すこととなります

- いずれかの方法により、ログインしてください。

	<ul style="list-style-type: none">● Gmail アドレスとパスワードでログインします
	<ul style="list-style-type: none">● スマートフォンで操作されている場合は、LINE アプリへ自動遷移して認証します● 認証後、通知用メールアドレスを別途設定してください
	<ul style="list-style-type: none">● 初めてご利用の場合は、ログイン画面の Graffer アカウントを作成する ボタンからアカウントを作成してください● 2回目以降は、メールアドレスとパスワードでログインします

(3) 申請内容の入力

ログインが済みましたら、利用規約に同意いただき、申請内容の入力に進みます。

- 個人にチェックを入れてから、表示される項目に情報を入力してください。
- 「**必須**」が付いている項目が未入力の場合、次の画面に遷移できません。

(4) 亡くなったかたの入力

亡くなったかたが 75 歳以上の場合は後期高齢者医療保険です。ただし、65 歳から 74 歳までのかたも特例で後期高齢者医療保険の場合がありますのでご注意ください。

(5) 添付書類のアップロード

申請フォームの終盤に、添付書類のアップロード画面が表示されます。

- 「ファイルを選択…」ボタンを押してスマホ等で撮影した添付資料の画像データを選択し、アップロードしてください。
- Excel や PDF データもアップロード可能です。
- 「追加する」ボタンを押すことで、複数のデータをアップロードすることができます。
- ファイルのサイズは、1ファイルあたり 7MB までとなります。

(6) 申請内容の確認

申請内容を確認し、ページ下部の「この内容で申請する」ボタンを押し、市へ申請データを送信します。



- 申請データの送付後、アカウントに紐づくメールアドレス宛にメールが2回届きます。
 - ① 申請が市へ正常に送付された旨のメールが届きます。(この時点では、申請は受理されていません。)
 - 申請から数営業日後に、市が申請内容を確認し、申請を受理した旨のメールを送付します。必ず確認してください。
- **申請内容に不備があった場合、申請は受理されません。**
- 市から指摘のあった項目について確認のうえ、申請期間内に改めて申請をしてください。

3 添付書類の撮影について

領収書や会葬礼状などの添付資料をスマホなどで撮影していただきます。

書類の内容が読み取れない場合や不備がある場合は、再提出をお願いすることとなります。したがって、支給決定通知がお手元に届くまでは保管しておいてください。



POINT

- 四隅が欠けずに全体が撮影されている
- 書類に記載されている内容が読み取れる
- 影の写り込みが少ない

悪い例



- 四隅が欠けていて全体が撮影されていない
- 書類に記載されている内容が読み取れない
- ピントが合っておらず文字が読み取れない

4 申請の取り下げ・修正

申請内容を直接修正することはできません。以下の手順に沿って修正してください。

申請の取り下げ・修正手順

① 申請受付完了メール本文中の URL を押す

Google、LINE、Graffer いずれかのアカウントでログイン

「対応ステータス」を確認します

「受付済」か「完了」かによって操作が異なります

「受付済」の場合

「申請を取り下げる」ボタンを押す

申請の取り下げをしたい場合は、ここまでで操作終了です

「この申請を元に新規申請」ボタンを押す

誤って入力した項目を修正のうえ改めて申請

「完了」の場合

「この申請を元に新規申請」ボタンを押す

誤って入力した項目を修正のうえ改めて申請する

以下の例文を参考に、保険年金課へメールを送付してください

メールの送付がない場合、修正前・後との申請で二重申請となります。

必ずメールを送付してください。

送信先メールアドレス: b660300@city.hachioji.tokyo.jp

件 名: 令和 5 年度葬祭費申請の【取り下げ/訂正】(いずれかを明記)

メー ル 本 文: 葬祭費担当宛て

以下の葬祭費申請について、【取り下げ/訂正】願います。

申 請 番 号: (受付完了メールに記載された申請番号を明記)